

伊那地域定住自立圏連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、伊那地域定住自立圏連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、経済や生活の結びつきが強い近隣自治体間の連携を深めながら、定住自立圏構想に基づく「伊那地域定住自立圏」の形成を進め、中心市の多様な都市機能の充実に努めるとともに、将来にわたり地域住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組むため、伊那市及び伊那市と連携する意思を有する市町村（以下「連携市町村」という。）が、相互の役割分担と連携協力の下に行う取組等について協議し、地域全体の活性化と魅力ある地域を形成することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定住自立圏に係る事業の推進に関すること。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第5の規定に基づく定住自立圏形成協定に関すること。
- (3) 要綱第6の規定に基づく定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、伊那市及び連携市町村の長をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、伊那市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

- 第7条 協議会に幹事会を置き、会議は、幹事長が招集する。
- 2 幹事会は、協議会提案事項その他の協議及び調整を行う。
 - 3 幹事会は、伊那市及び連携市町村の定住自立圏構想所管の部局長及び課長等の職にある者をもって構成する。
 - 4 幹事会に幹事長を置き、伊那市の所管部局長がこれに当たる。
 - 5 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

- 第8条 幹事会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、担任事項について調査研究及び立案に当たる。
 - 3 部会は、担任事項に關係のある市町村の職員をもって構成する。
 - 4 部会で調査研究及び立案した事項は、幹事会において協議及び調整を行う。

(事務局)

- 第9条 協議会の事務を処理するため、伊那市の所管部署に事務局を置く。

(その他)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この規約は、平成27年10月22日から施行する。